

社会福祉法人はとの会 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本会定款第二一条及び定款細則第七条第2項の規定に基づき、役員及び評議員選出・解任委員の報酬・旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。報酬については無報酬とし、旅費を支給する。

(役員区分)

第2条 役員及び評議員選出・解任委員の旅費についての区分は行わない。

(旅費等の支給)

第3条 役員及び評議員選出・解任委員には、次のとおり旅費等を支給する。

- (1) 事務局職員として給与を受け取っている者には、役員及び評議員選出・解任委員としての旅費等は支給しない。
- (2) 役員及び評議員選出・解任委員には、その職務のため理事会等に出席したときは、実費旅費として日額2,000円を支給する。

(費用の弁償)

第4条 役員及び評議員選出・解任委員が職務のため出席したときは、前条(2)で規定する実費旅費を支給する。ただし、役員及び評議員選出・解任委員が理事長の依頼を受け、業務として研修及び出張したときは、本会旅費規程の職員の例に準じた旅費を支給する。

(旅費等の支給方法)

第5条 役員及び評議員選出・解任委員に対する旅費等の支給は、年度末に現金で支払う。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 役員報酬等の規則に関する定款施行細則（平成16年7月制定）は廃止する。
- 3 この規程は、平成29年4月1日に遡り施行する。（平成30年6月7日評議員会）